

大阪市告示第641号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	令和6年5月14日（火）	午前10時から 午後1時まで
	令和6年5月28日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年5月1日（水）から 同月3日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年5月6日（月）	
	令和6年5月8日（水）から 同月10日（金）まで	
	令和6年5月13日（月）	
	令和6年5月15日（水）から 同月17日（金）まで	
	令和6年5月20日（月）	
	令和6年5月22日（水）から 同月24日（金）まで	

	令和 6 年 5 月 27 日（月）	
	令和 6 年 5 月 29 日（水）から 同月 31 日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）